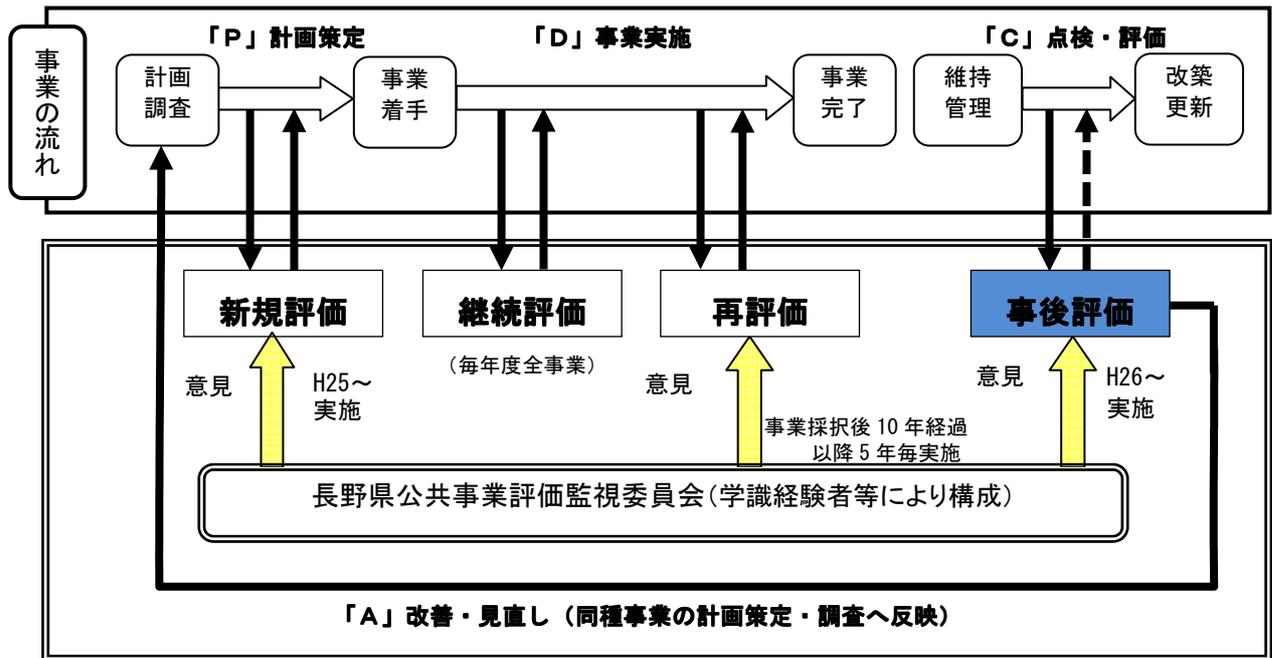


長野県公共事業事後評価制度の概要

公共事業について、工事完了後一定期間を経過した箇所の事業効果の発現状況や施設の維持管理状況などを検証する事後評価を実施しています。

評価結果は、今後の事業の計画・調査のあり方の検討などに活用しています。

1 事後評価の位置づけ



2 評価対象及び内容

● 事後評価の対象箇所

事後評価の対象箇所は、県が事業主体となった事業のうち、以下を除く箇所から抽出して実施

- (1) 災害復旧に関する箇所
- (2) 維持管理等現状の機能を確保するための箇所
- (3) 調査のみの箇所

● 事後評価の実施時期

事後評価の実施時期は、事業完了後一定期間を経過した時点

「一定期間」とは5年を基本とし、事業及び箇所の性格上適当な期間

● 事後評価の視点

事後評価の視点は、以下のとおり

- (1) 事業効果の発現状況(直接的効果、間接的効果)
- (2) 事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化
- (3) 施設の維持管理状況
- (4) 地域住民等の評価
- (5) 事業の主たる目的以外での地域社会への貢献状況

前項の区分による評価に加え、改善措置の必要性、今後の取り組み及び同種事業への活用と課題についても記載

- 事後評価の実施方法
各部局は、事後評価シート（様式6-1）、事後評価説明シート（様式6-2）により評価を実施する。評価の結果は、事後評価総括表（様式5）にまとめ、様式6-1、様式6-2とともに行政改革課へ提出、行政改革課は、必要に応じて現地調査等を実施し、意見を記載
- 事後評価の第三者意見
各部局は、事後評価を実施した箇所について、監視委員会に意見を聴く

3 長野県の事後評価制度の特徴

- 事業種類ごとに抽出して事後評価を実施
- 事後評価の視点は全事業で統一
- 県が実施した事後評価箇所に対して、第三者意見を聴取

4 評価作業スケジュール

4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
箇所 選定	・事業担当部の評価 ・行政改革課の現地調査				・第三者意見聴取 ・評価結果のとりまとめ					公表	

5 評価結果等の公表

県ホームページ、県庁行政情報センター、各合同庁舎行政情報コーナーでご覧いただけます。

【県ホームページアドレス】

<http://www.pref.nagano.lg.jp/gyokaku/kensei/soshiki/kokyojigyo/hyoka/index.html>

事後評価の評価項目と判断基準

評価項目	ランク	判断基準
事業効果の発現状況 (事業化の目的の達成状況について、直接的効果、間接的効果を定量的・定性的に判断)	A	目的を超えた達成(想定した効果を超えた発現がみられるもの。数値目標がある場合は、概ね2割を超えた目標の達成。)
	B	達成した(効果が発現している。)
	C	概ね達成(今後、目的の達成あるいは効果の発現が見込まれるもの。)
	D	達成したとはいえない(今後、目的が達成または効果の発現が見込まれず、目的を達成するために、追加工事が必要であるもの。)
	目的が複数ある場合は、目的の重要度を傾斜配分する等、全体で判断。目標値等数量がわかるものは数量を記入。	
事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化 (プラス面、マイナス面を総合的に判断)	A	計画時よりも環境が良くなった
	B	大きな影響なし
	C	影響が大きい
施設の維持管理状況 (誰が、どのように管理しているか。また、地域の人たち等が維持管理にどのような関わりをもっているか)	A	地域の人たちの参加あり(管理主体以外が参加した、適切な維持管理が行なわれている。)
	B	適切(管理主体によって適切な維持管理がされている。)
	C	やや不十分
	D	不適切(適切な維持管理がされていない。)
地域住民等の評価 (地域の人たちへの聴き取り調査など)	A	評価が高い(肯定的意見が大多数)
	B	中程度の評価(A、C以外のもの)
	C	評価が低い(否定意見が大多数)
事業の主たる目的以外で地域社会への貢献状況 (事業本来の目的以外で地域社会に寄与していること)	A	貢献度が高い
	B	貢献している
	C	特になし